

令和3年度 第5回国立大学法人島根大学学長選考会議<議事要録>

日 時： 令和4年1月21日(金) 16:15~16:40

開催方法： WEB会議 (Zoom)

出席者： 大西議長、有澤委員、秦委員、高塩委員、谷口委員、大矢委員、丸橋委員
(法文学部長)、磯村委員 (人間科学部長)、鬼形委員 (医学部長)、伊藤委員
(総合理工学部長)、川向委員 (生物資源科学部長)

欠席者： 加藤委員 (教育学部長)

オブザーバー： 千家監事

陪席者： 藤田理事、長澤理事、総務部長、総務課長、総務課係長

議題

1 学長選考等規則の一部改正について

議長及び事務局から学長選考等規則の一部改正について説明があった。

委員から、第8条第2項で卒業生が学長候補適任者を推薦する場合の必要推薦人数を3名以上としている点について、何名とするのが適当なのか他の委員の意見を伺いたいとの発言があった。また、附則は、専門的な視点でその趣旨が適切に書き表されているのであれば案の通りで良いのではないかとの意見があった。

委員から、卒業生による学長候補適任者の推薦の他大学の状況について質問があり、事務局から、他大学の状況は確認していないとの回答があった。続いて議長から、卒業生の必要推薦人数を3名以上とした理由は、例えば同窓会の会長や副会長が同窓会を代表して推薦するなど、ある程度組織化されたところが推薦主体となることを想定しており、第1号から第6号の推薦資格者に対して求めている20名までは必要ないと考えたためであるとの説明があった。同委員から、3名で良いと考えるとの発言があった。

事務局から、附則案については文部科学省の法規担当に確認を行い、趣旨の通り解釈できるとの回答を得ていることについて報告があった。

委員から、附則案について、不利益になる条項(第6条第2項)を遡及して適用させないのであれば、論理的には現学長を含めて規則施行後最初に選考される学長から3期9年の任期を適用すべきと考えるが、社会情勢を踏まえて政策的に1期3年に限るという判断をするのであれば附則第2項の条文で結構だと思うとの発言があった。なお、同委員から規則の記載方法について修正の指摘があった。

議長から、改正内容として、学長の通算の任期の上限を3期9年とすること(第6条第2項関係)、学長候補適任者の推薦資格者に卒業生と学長選考会議が必要と認める学外者を加えること(第8条第1項及び第2項関係)、現学長について特例を設けて1回のみ第8条から第11条の

規定により選考の対象となることができること（附則第2項関係）について説明があった。また、委員から指摘のあった記載方法については、事務局で修正を行い、後ほど各委員に確認いただいたうえで議長一任で決定したいとの説明があった。

以上について、審議の結果、異議なく議決された。

報告事項

1. 令和3年度第4回国立大学法人島根大学学長選考会議の書面審議結果について

議長及び事務局から、令和3年度第4回国立大学法人島根大学学長選考会議の書面審議結果について報告があった。

2. 国立大学法人法の一部を改正する法律等について

議長及び事務局から、国立大学法人法の一部を改正する法律等について報告があった。